

実質公債費比率・将来負担比率ともに改善

平成26年度決算に基づく 「健全化判断比率及び資金不足比率」を公表します

財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を目的として制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、健全化判断比率及び資金不足比率について公表が義務付けられています。

いずれかの比率が早期健全化段階や財政再生段階（将来負担比率を除く）の基準値以上になった場合には、それぞれ法で定められた計画の策定を行い、財政の健全化を図ることとなります。平成26年度決算に基づく白鷹町の状況は下記のとおりすべて基準を下回りました。引き続き財政の健全化に取り組んでまいります。

◆健全化判断比率について（速報値）				（単位：％）
比率名	本町の状況	早期健全化基準	財政再生基準	参考：昨年度の状況
実質赤字比率	－（赤字なし）	15.00	20.0	－（赤字なし）
連結実質赤字比率	－（赤字なし）	20.00	30.0	－（赤字なし）
実質公債費比率	10.3	25.0	35.0	12.0
将来負担比率	60.0	350.0		63.2

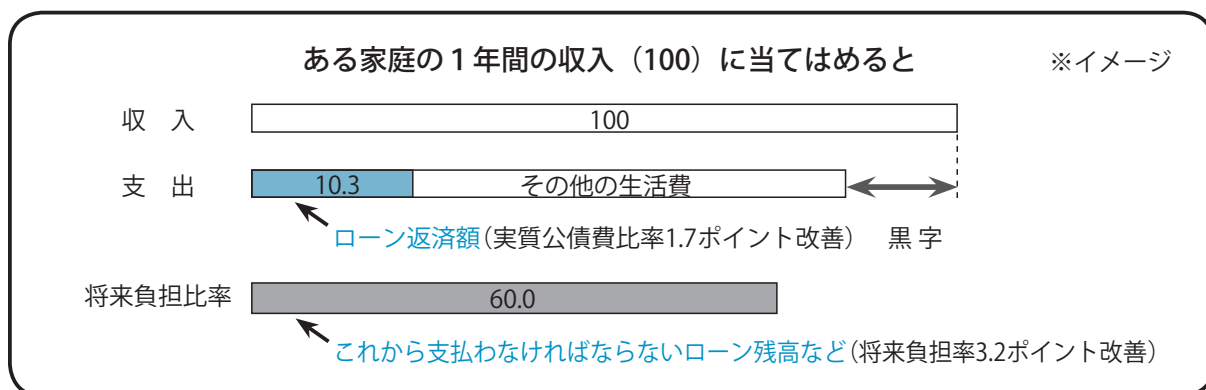
◆公営企業における資金不足比率について

公営企業ごとに、資金の不足額が事業の規模に対してどれくらいの割合になっているかを示しています。水道、町立病院、訪問看護ステーション、下水道、農業集落排水の全会計について、資金不足は発生していないため比率はありません。

◆それぞれの比率を家計に例えると…

町の財政状況について、一般家庭の家計に例えることは、多少の無理がありますので、あくまでイメージとしてご紹介します。

- ◇実質赤字比率 : 1年間の家計に占める赤字の割合
- ◇連結実質赤字比率 : 2世帯住宅などの場合、それぞれの世帯の家計を合算した家族全体での1年間の家計に占める赤字の割合
- ◇実質公債費比率 : 年収に占めるローン返済額の割合
- ◇将来負担比率 : ローン残高や生命保険の支払いなどが年収の何年分に相当するかを示した割合



※健全化判断比率などに関する詳しい内容は、町のホームページをご覧ください。